令和6年11月11日 海上保安庁警備救難部 警備課長 三盃 晃

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

## 1 公募の概要

本案件は、小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入の調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記6により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

#### 2 案件の概要等

(1) 案件の概要

海上保安庁が使用する小型無人機飛行制御装置の情報アップデート用ソフトウェア の調達

- (2) 契約予定日 令和6年12月27日
- (3)納入期限 令和7年2月28日

#### 3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

#### 4 応募方法

下記6により配布する公募要領のとおり。

- 5 公募要領の配布期間 令和6年11月11日~令和6年11月25日
- 6 公募要領の配布場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁警備救難部警備課 警備対策係 電話:03-3591-6361(内線5651)

#### 7 その他

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

# 公 募 要 領

件名:小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入 (公募期間:令和6年11月11日~令和6年11月25日)

- 〇 公募説明書
- 〇 見積合せ参加申請書(様式1~2)
- 〇 秘密保全に関する誓約書
- 〇 情報保全に係る履行体制に関する資料

## 公 募 説 明 書

#### 1 公募の概要

本案件は、「小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入」の調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募します。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、この公募 説明書に従って見積合せ参加申請書等を提出して下さい。

#### 2 業務内容

- (1) 海上保安庁が使用する小型無人機飛行制御装置の情報アップデート用ソフトウェアの買入
- (2) 契約予定時期 令和6年12月27日

## 3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」 のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者である こと。
- (3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交 通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

#### 4 申請方法

(1)提出書類

次の書類(1部)を提出期限までに提出して下さい。 なお、提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。

- ① 見積合せ参加申請書(様式1)
- ② 自認書(様式2)
- ③ 秘密保全に関する誓約書
- ④ 情報保全に係る履行体制に関する資料
- ※ 提出された書類は返却しません。
- (2)提出期限

令和6年11月25日17時00分まで(必着)

(3) 提出先・お問合せ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁警備救難部警備課 警備対策係

電話:03-3591-6361 (内線 5651)

- ※ 提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出して下さい。 電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。
- ※ お問合せについては、日本語による電話にて受け付けます。 なお、申請結果等に関するお問合せには応じられません。

### 5 仕様確認について

(1) 仕様書の交付

「小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入」の仕様書は、4 (1)の書類を提出した者のうち海上保安庁警備救難部警備課長が同意した者に対して交付します。

交付を受けたものは下記のとおり仕様確認申請書類を提出してください。

(2) 仕様確認申請提出期限

令和6年11月25日 17時00分まで(必着)

(3)提出場所

前記4(3)に同じ。

※ 提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出して下さい。 電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。

## 6 参加資格の有無の結果通知

仕様確認を申請した者には、令和6年12月23日までに支出負担行為担当官(海上保安庁総務部長)から見積合わせ参加資格の有無を文書等により通知します。

### 7 契約の相手方の決定方法等

参加資格が有となった参加者の中から、別途実施する見積合せにおいて契約の相手方を決定します。なお、提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とする場合があります。

令和 年 月 日

# 見積合せ参加申請書

海上保安庁警備救難部 警備課長 殿

> 法人住所 法人名 代表者氏名

印

「小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入」の調達の請負を希望しますので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

なお、提出書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 提出書類

- 1. 本紙(様式1)
- 2. 自認書(様式2)

## 自認書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 : 法人名 :

1	次	妆	74	TK	久	14	等】
ı	貝	11	X	0.	木	1	7

- □ (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- □ (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(資格の写を添付)
  - ] (3)海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- □ (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として 国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でない こと。
- □ (5) 秘密の保全に関する規約には、以下に掲げるすべての記載があること。
  - ・秘密とする事項の指定状況
  - ・秘密保全管理責任者の選任状況
  - 仕様書の保管方法
    - ・仕様書を複製する際の措置
    - ・仕様書及び複製の返納又は廃棄処分
    - 事故発生時の報告要領
  - (注) 相違ないことを示すために、必ず、□にチェック(✓)を入れること。

令和 年 月 日

海上保安庁警備救難部 警備課長 殿

代表者 氏名

囙

## 誓約書

海上保安庁警備救難部 警備課長 殿

> 法人住所 法人名 代表者氏名

ED

「小型無人機飛行制御装置情報アップデート用ソフトウェア買入」仕様書及び関連情報(以下「仕様書等」という。)の取扱いにつきましては、下記事項を遵守し、秘密の保全に万全を期すとともに、当社で定める秘密保全に関する諸規定を遵守することは勿論、秘密の漏洩、事故等が発生した場合は直ちに貴庁へ報告するとともに当該事故に係る責任を負うことを誓約します。

記

- 1「秘密の保全に関する措置」について
- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならい返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、「情報取扱者名簿」(様式3)に定める。
- 2 「情報保全に係る履行体制の確保」について
- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁警備救難部警備課長(以下、担当原課長)が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要が生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
- また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い (返却・削除等)については、担当原課長の指示に従う。
  - なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが 判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原 課長へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある 場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

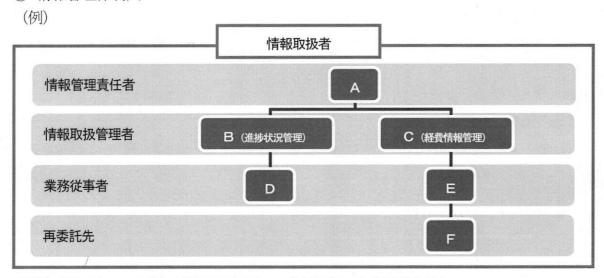
### 情報保全に係る履行体制に関する資料

## ① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A	4, 1	<u> </u>			
情報取扱管理者	В					
(※2)	С	548	11	8		
業務従事者	D		967			
(※3)	Е		1			
再委託先 (※4)	F					

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。
- ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

## ② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

### ③ その他

- ・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内 規の添付で代用可能。
- ・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。